

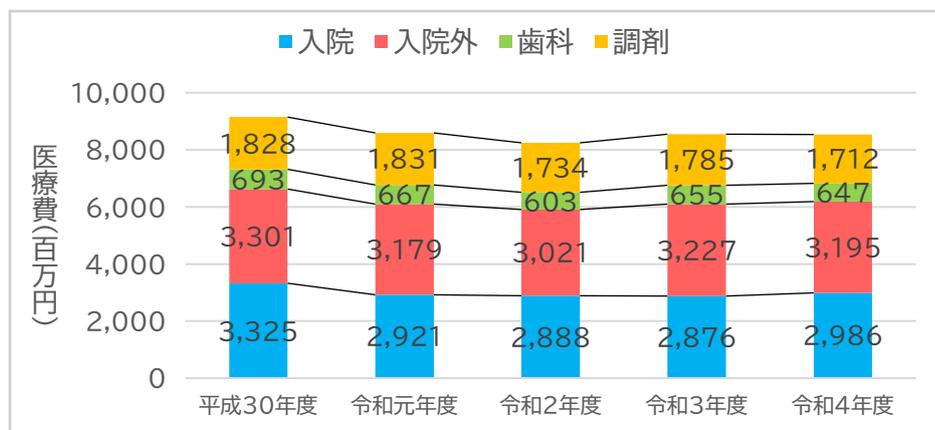
東久留米市国民健康保険

第4期特定健康診査等実施計画 概要版

我が国では、誰もが安心して医療を受けることができる世界に誇れる国民皆保険制度などにより、世界でもトップクラスの平均寿命と高い保健医療水準を達成しています。しかし、急速な高齢化、生活スタイルや意識の変化などにより、生活習慣病（糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症等）を中心に医療費は増加傾向にあります。そのため、平成20年度から生活習慣病の予防を目的とし、メタボリックシンドロームの概念に基づく特定健康診査、特定保健指導の実施が、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、各医療保険者に義務付けられました。

東久留米市においても、「東久留米市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第1期平成20～24年度）（第2期平成25～29年度）（第3期平成30～令和5年度）」を策定し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防の取組を進めてきました。第4期特定健康診査等実施計画では、そうした取組をさらに推進し、健康づくりの気運を高め、特定健康診査・特定保健指導の実施率を向上させていくことを目的に策定し、また、計画を概要版としてまとめました。

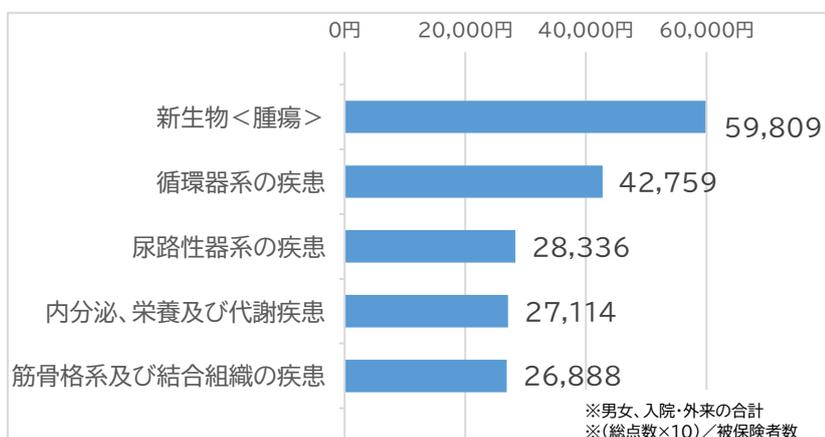
●医療費総額の推移



平成30年度から令和4年度のまでの医療費総額の推移を入院、入院外、歯科、調剤別に表にしています。令和4年度の医療費総額は8,540百万円です。

資料：国民健康保険事業年報（各年度）

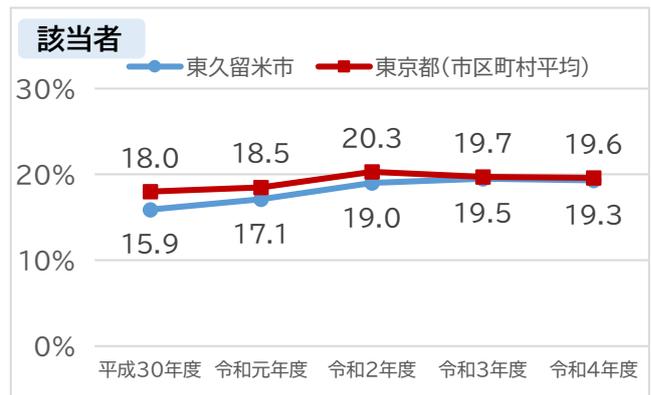
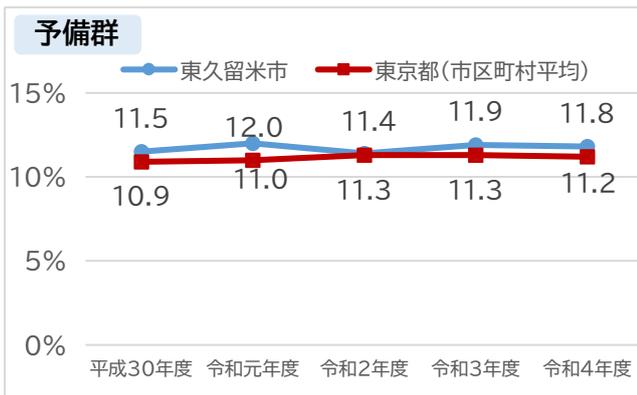
●疾病別医療費



KDB データより、令和4年度（累計）大分類別疾患を抽出し、一人当たり医療費を多い順に並べた結果を表しています。東久留米市では上位5疾患として「新生物<腫瘍>」「循環器系の疾患」「尿路性器系の疾患」「内分泌、栄養及び代謝疾患」「筋骨格系及び結合組織の疾患」が総点数（医療費）を占めていることがわかります。

資料：KDB データ「疾病別医療費分析（大分類）」

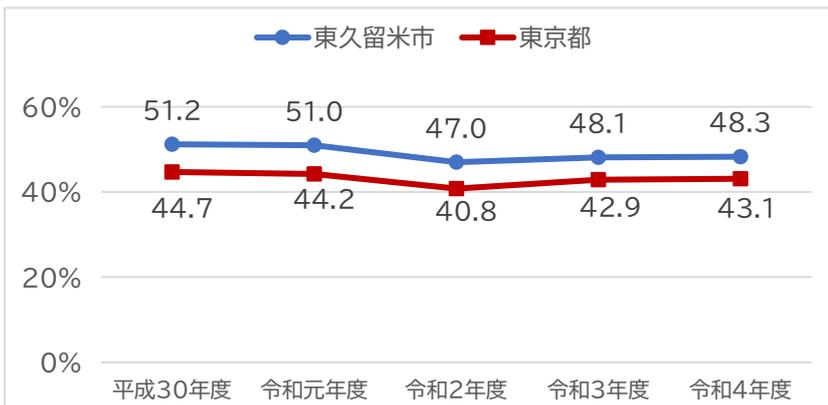
●内臓脂肪症候群予備群・該当者の推移



内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の出現率は、令和4年度で予備群は11.8%、該当者は19.3%となります。平成30年度と比較すると、予備群は横ばいであり、該当者は増加傾向にあります。

資料：法定報告

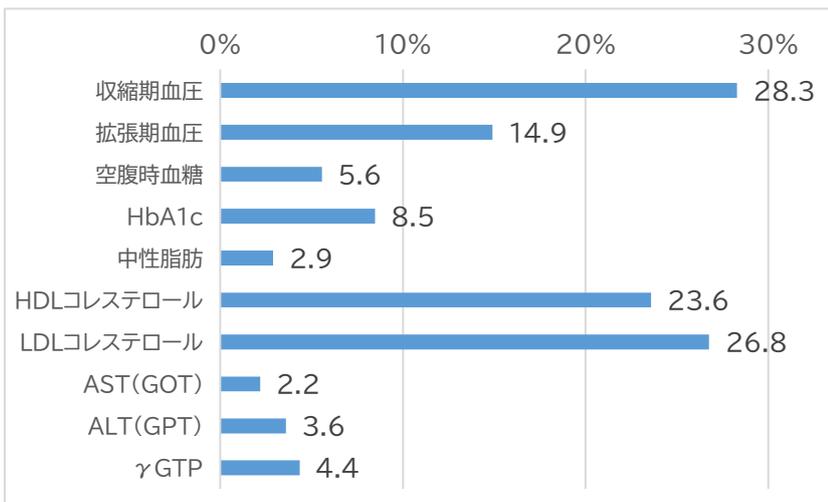
●特定健康診査の受診率



東久留米市での特定健康診査の受診率は平成30年度から令和4年度にかけて横ばいで推移しています。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、受診率が低下していますが、東京都と比べると全ての年で高い水準で推移しています。

資料：法定報告

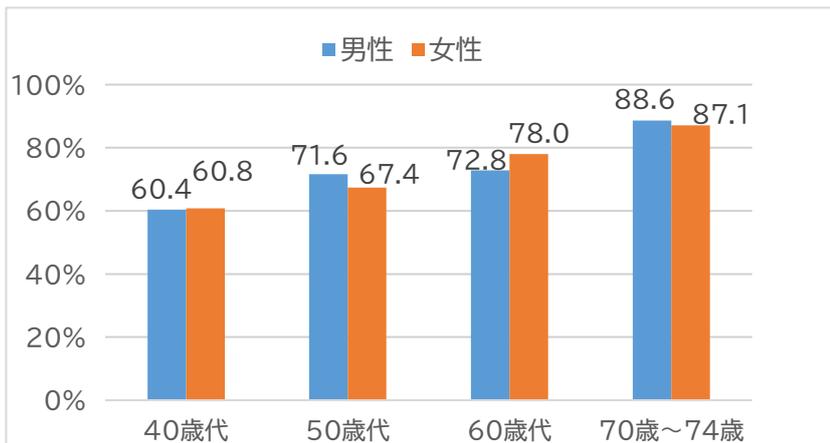
●受診勧奨該当者の出現率



特定健康診査の検査項目において、受診勧奨判定値以上を示す割合が多いのは、収縮期血圧とLDLコレステロールとなっています。

資料：レセプトデータ

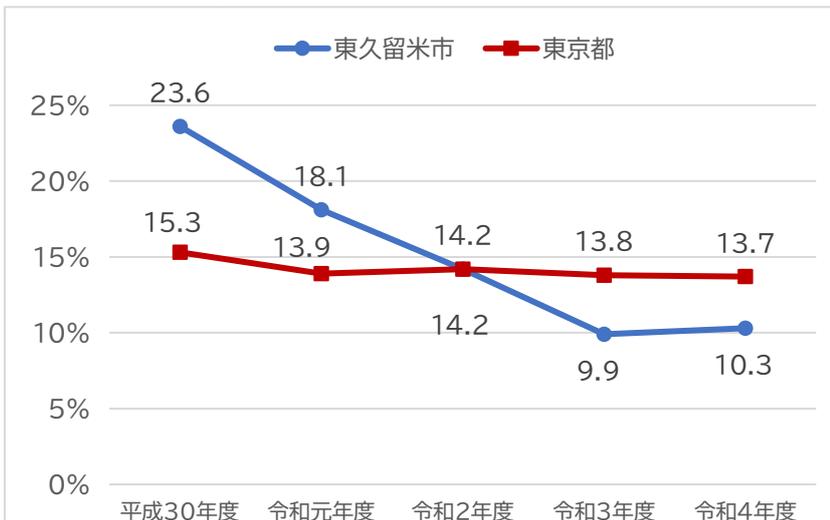
●男女別特定健康診査の継続受診率



令和3年度の特定健康診査受診者が令和4年度に継続して受診する割合は、女性は年代が高くなるにつれて上昇している傾向がみられます。また、70～74歳では男女ともに85%を超えています。

資料：健診データ

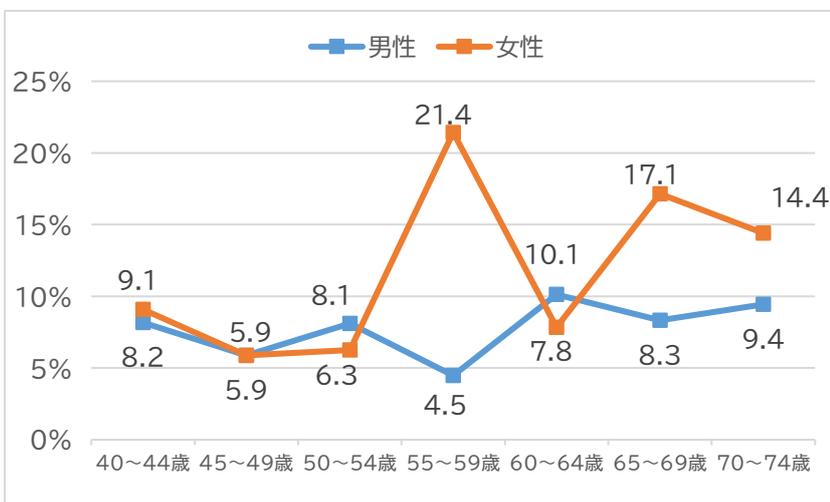
●特定保健指導の実施率



東久留米市の令和4年度の特定保健指導実施率は実施率 10.3%となっています。また平成30年度の実施率は23.6%であり、実施率は減少傾向となっており、東京都と比べると低い水準で推移しています。令和2年度以降の実施率の減少については、新型コロナウイルス感染症の拡大や緊急事態宣言による受診控えなどの影響が考えられます。

資料：法定報告

●男女別年代別特定保健指導の利用率



令和4年度の男女別年代別における特定保健指導利用率は、55～59歳、65～74歳において女性の方が高い傾向にあります。

資料：法定報告

●目標値

国では、市区町村国保において、計画期間の最終年度である令和 11 年度までに特定健康診査受診率 60%以上、特定保健指導実施率 60%以上を達成することとしています。国の目標値と今までの実績等を踏まえ、東久留米市では、下記表のとおり年度毎の目標値を設定します。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定健康診査 受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導 実施率	15%	20%	30%	40%	50%	60%

●特定健康診査の今後の取り組み

- ・対象者への受診券の個別通知とあわせ、未受診者や受診率の低い年齢層に対して勧奨通知を送付します。
- ・市報、リーフレット、市 HP 及び SNS 等で周知を図ります。
- ・関係機関（医療機関・薬局）や集客力の高い場所に健診 PR ポスターを掲示します。
- ・国民健康保険の加入手続き時に特定健康診査のご案内を行います。
- ・休日、夜間の実施や、予備月への振り替え等、受診環境の整備に努めます。

●特定保健指導の今後の取り組み

- ・対象者への利用券の個別通知とあわせ、未利用者に対して勧奨通知を送付します。
- ・未利用者に対する電話勧奨を実施します。
- ・リーフレット、市 HP 等で周知を図ります。
- ・休日、夜間の実施や、ICT を利用した特定保健指導の実施等、利用環境の整備に努めます。
- ・特定健康診査の結果説明時に初回面接を実施します。

発行 令和 6 年 2 月 東久留米市